

## 三朝町特産品開発支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、三朝町に関する特産品の開発及び改良を促進することにより、地域の活性化及び三朝町の農業の振興を図るため、特産品の開発及び改良を行う者に対して、三朝町特産品開発支援事業補助金（以下「本補助金」という。）を交付することについて、三朝町補助金等交付規則（平成17年三朝町規則第13号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において「特産品」とは、三朝町の農林水産品を用いて加工、製造又は調理し、開発した商品で三朝町の魅力を発信できる商品をいう。

### (補助対象者)

第3条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次のいずれにも該当する個人又は法人とする。

- (1) 本事業完了後も当該特産品に関する事業を継続して行うことができると認められる者
- (2) 市町村税等の滞納のない者

### (補助対象事業等)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業は、新たな特産品の開発又は既存の特産品の改良による新たな商品の開発に関する事業とし、本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げる経費とする。

- (1) 新たな特産品の開発又は既存の特産品の改良に要する経費
- (2) 新たな特産品又は改良により新たに商品化する商品のパッケージ、ラベル等のデザインの開発、作成等に要する経費
- (3) 当該特産品等の販売促進に係る広告、宣伝等に要する経費
- (4) その他町長が特に必要と認める経費

### (本補助金の額)

第5条 本補助金の額は補助対象経費の合計額に3分の2を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、限度額は10万円とする。

2 本補助金は、同一の補助対象者につき1回限り予算の範囲内で交付する。

### (交付申請)

第6条 規則第5条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、三朝町特産品開発支援事業実施計画書及び収支予算書（事業実績書及び収支決算書）（別記様式。以下「別記様式」という。）によるものとする。

(交付決定)

第7条 町長は、本補助金の交付の申請を受けたときは、速やかに審査し、補助金を交付することが適当であると認めるときは、本補助金の交付の決定を行うものとする。

2 前項の交付の決定は、原則として、交付の申請を受けた日から30日以内に行うものとする。

(実績報告)

第8条 規則第17条第1項の報告書に添付すべき同条第2項に掲げる書類は、別記様式によるものとする。

(本補助金の概算払)

第9条 町長は、この要綱の目的を達成するために必要があると認めるときは、当該年度の対象事業完了前に本補助金の概算払をすることができる。

2 前項の規定により概算払を受けた者は、その受領した金額が規則第18条の規定による通知に係る額を超えているときは、町長が指定する日までに、当該超過額を返還しなければならない。

(本補助金の返還等)

第10条 町長は、本補助金の交付の申請をした者が偽りその他不正の手段により本補助金の交付の決定又は交付を受けた場合には、本補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した本補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

2 本補助金を既に交付された者が前項の規定による返還命令を受けたときは、当該命令に従わなければならない。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年6月26日から施行し、令和5年度に係る本補助金から適用する。

別記様式（第6条、第8条関係）

年度三朝町特産品開発支援事業実施計画書及び収支予算書  
(事業実績書及び収支決算書)

1 事業の実施方針（実施結果）

2 事業の内容

3 事業費の内訳

事業費	補助事業に要する経費 (要した経費)	内 訳		備考
		本補助金	その他	
円	円	円	円	

4 事業完了（予定）年月日

5 収支予算（決算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
本補助金	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度決算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比 較 増 減		備 考
			増	減	
	円	円	円	円	
合 計	円	円	円	円	